

2021年9月



葵総合経営センターだより

特 集

税務のデジタル化に関する改正
～電子帳簿等保存制度の見直し～

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「祖谷のかずら橋」

目次

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 2 コロナ禍での東京五輪 | 6 社会保険の適用拡大 |
| 3 無意識のニーズに訴える | 7 所有者不明土地と相続 |
| 4 税務のデジタル化に関する改正
～電子帳簿等保存制度の見直し～ | 8 ご案内 |

コロナ禍での東京五輪

センター代表 杉浦 康晴

今年の夏もコロナ禍で思いっきり遊ぶことはできなかったものの、東京五輪が開催されたことにより昨年とは違ったものになりました。歴史に残るコロナ禍での開催ということで開催にあたっては賛否両論ありました。

史上初の大会延期、無観客での開催は直前までどうなるのかわからず、盛り上がりには欠けたのも事実です。それでも出場された選手たちには感動をいただき、感謝と称賛の念でいっぱいです。メダルの獲得数は金27、銀14、銅17で合計58個のメダルを勝ち取り、金メダル獲得数としては世界3位、日本としては過去最多のメダル総獲得数となりました。コロナ禍と合わせて酷暑ということで本当にいろんな意味で選手たちにとって厳しい条件の中での大会だったと思います。テレビ等で観戦している我々も勇気をもらいました。このセンターだよりが届く頃、東京パラリンピックが閉会する時期となるでしょう。どうか安全にパラリンピックが開催され、無事に閉会することを祈るばかりです。

さて、コロナワクチン接種が進んできましたが、現在、第5波の感染爆発が起きています。夏休みでも帰省や旅行自粛が求められているものの、コロナ慣れの影響か昨年よりも飛行機や新幹線の利用率は増加しています。政府としても「緊急事態宣言」等の出口が見えず、デルタ株に手詰まり感が漂っています。五輪後の菅政権の支持率は28%と過去最低を更新しており、支持率下落は止まりま

せん。

日本経済は、コロナの影響で一進一退。製造業が堅調な一方で個人向けサービスの低迷が続き、業種による二極化が鮮明です。政府は2020年度は3度にわたり、コロナ対応のために補正予算を編成しましたが、2021年度に入ってから追加対策は打ち出されていません。秋に迫った次期衆院選を睨んで、自民党内で新たな経済対策を求める声が強まっています。これからの議論の中で検討されていくでしょう。

人の流れを完全に止めることかできない中、今後の状況をどのように見ていけばいいのか、「withコロナ」の中で模索しながらも我々自身がやれることをやっていくことが第一です。

昨年から今年にかけては外出もままならなかったため、運動不足になりがちです。また、夏といっても以前に比べると外で汗をかくことも少なくなりました。たまの外出でも酷暑ですと疲れも出やすくなります。室内で軽く体を動かすなど日頃から体調には気をつけて、コロナに負けず頑張りましょう。

**TOKYO
OLYMPICS**



2020

無意識のニーズに訴える

株式会社 葵経営コンサルティング 中島 和人

歯科医院経営において定期検診は、収益の面からも増患の面からも重要な施策です。医科の診療所経営においては、コロナ禍による患者の感染対策の強化や受診抑制により、急性期の受診は今後も減少すると思われ、慢性期患者の確保の重要性は増しています。よって患者の継続受診の確保は、医科・歯科問わず医院経営において重要な視点となります。

東大阪市のヨリタ歯科クリニックは、1日200人以上来院する歯科医院であり、治療終了後もその患者の半数以上がメンテナンスに通っており、その継続率を高める方策はとも参考となるものです。以下、紹介します。

ヨリタ歯科クリニックの診療の流れは、最初に歯科医と患者をつなぐ役割を担う健康プロモーターが、来院動機や他院での治療中断経験やその原因、理想的な口腔状態などを1時間近くかけてじっくりと聞きます。そして次に行う検査結果の報告の折も詳しく口腔内の状態の説明を行います。そしてこれらによって患者の治療に対する不安を取り除いたうえで、健康プロモーター、歯科衛生士、歯科医師が患者の希望を踏まえながら治療方針を決め治療を開始するというプロセスを取ります。このような患者との密なコミュニケーションにより、患者は自身の口腔内の状態や、治療内容そして将来に対するリスクを理解し、信頼関係が構築されることにより継続受診率が高まっていると考えられます※。

確かに信頼関係が構築できる方策だと思います。ただ、そのポイントはどこにあるので

しょうか？健康プロモーターをはじめ、複数の専門職が患者への情報提供を行うことにより、患者が治療への理解を深められることは理由のひとつでしょう。また以前このコーナーで紹介した患者の過去との連続性や周囲とのつながりを踏まえて「自分(患者)は何を欲しているのか」について患者が専門職と一緒に考え、患者自身に意思決定を行わせるという欲望形成支援というアプローチをとっていることも理由のひとつと考えます。しかしこれらの理由と同等以上に「私のためにここまでしてくれている」という充足感を患者に抱かせていることはとても重要なポイントではないでしょうか？

医療の素人である患者は医師に治療を任せます。もちろん医師は詳しく説明し患者の理解を求めます。しかし患者は素人であるがゆえ、治療内容を完全に理解することができません。プロフェッションである医師を信頼し任せることとなります。この折に必然的に生じるパターンリズムを患者自身は無意識のうちに不安と感じているのではないのでしょうか。この仕組みにおける患者に対する真摯な姿勢がその無意識の不安を和らげることとなり「今までなかった、期待を超えたサービス」と高く評価され、継続受診率の高さに繋がっているとは考えられないのでしょうか。

これは患者に対する深い洞察から生まれたサービスと考えます。困難ですが、取り組むべき観点なのかもしれません。

※CLINIC BAMBOO 2021年5月号

税務のデジタル化に関する改正

～電子帳簿等保存制度の見直し～

葵総合税理士法人 税務会計部 柳町 明子

令和4年1月から印刷保存が不可能になるメール添付の請求書データ

令和3年度税制改正により電子帳簿保存制度が見直され、税務署長の事前承認が不要となり、保存要件が緩和されます。

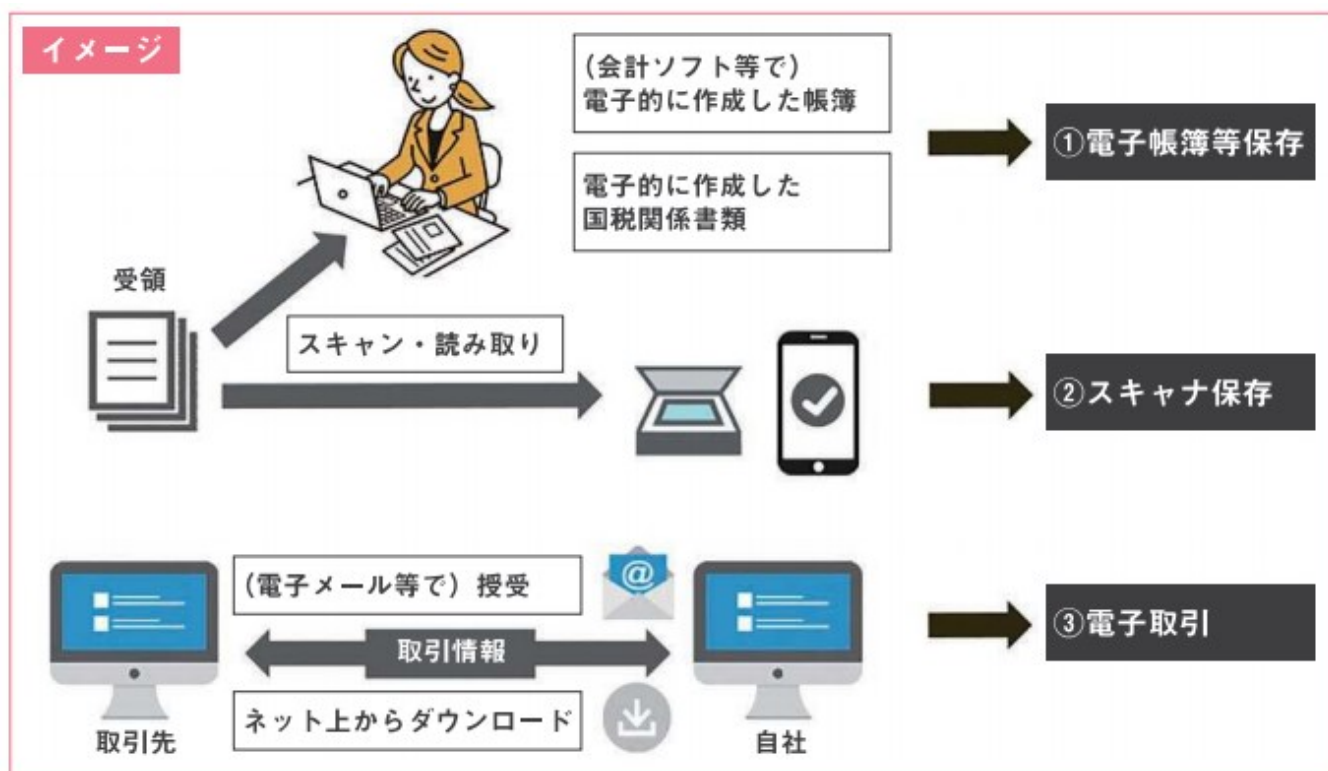
一方で、電子データで授受した請求書等の紙保存が、所得税や法人税において認められなくなります。

◎電子帳簿保存法とは

帳簿書類は原則、紙での保存が義務付けられています。ただし、一定の要件を満たした場合には、紙での保存ではなく電子データのまま保存することができます。

電子帳簿保存法によって定められている電子保存は、大きく3つの区分に分かれています。

- ①電子帳簿等保存 → 会計ソフトなどで電子的に作成した帳簿（仕訳帳、総勘定元帳、売上帳、仕入帳など）や自己がコンピュータを使用して作成する書類（損益計算書、貸借対照表など）をデータのまま保存
- ②スキャナ保存 → 受領又は作成した紙の書類を画像データ化して保存（契約書、見積書、注文書、納品書、請求書、領収書など）
- ③電子取引 → 授受した取引情報をデータで保存



令和3年度税制改正により見直された電子帳簿保存に関する改正は、次の通りです。

(1) 電子帳簿等保存

項目	概要
①承認制度の廃止	これまで必要であった事前承認が不要に
②最低限の要件を満たせば電子保存が可能	複式簿記による記録であれば、最低限の要件を満たすことで、電子保存をすることが可能に
③優良な電子帳簿であればペナルティが軽減	従来とほぼ同様の保存要件を満たしている「優良な電子帳簿」に該当し、かつ一定の届出書を提出しているとき ・過少申告加算税の5%軽減 ・65万円の青色申告特別控除の適用が可能

(2) スキャナ保存

項目	概要
①承認制度の廃止	これまで必要であった事前承認が不要に
②要件の緩和	・タイムスタンプの付与期間が最長約2か月以内へ延長 ・受領者等の自署が不要に ・検索要件の緩和 ・一定のクラウド等を利用する事でタイムスタンプが不要に
③要件の廃止	相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規定整備等の適正事務処理要件が廃止（スキャン後、即原本廃棄が可能に）
④不正によるペナルティ加重措置	電子保存に関して不正があったときは重加算税10%が加重される

(3) 電子取引

項目	概要
①要件の緩和	・タイムスタンプの付与期間が最長約2か月以内へ延長 ・検索要件の緩和
②書面印刷による代替保存の廃止	所得税や法人税において、電子取引の取引情報を紙に印刷して保存する代替制度が廃止（消費税は引き続き可能）
③不正によるペナルティ加重措置	電子保存に関して不正があったときは重加算税10%が加重される

(4) 施行日

いずれの改正も原則令和4年1月1日施行となっています。

今回の改正で、実務に最も影響が大きいと考えられるのは、上記(3)②です。例えば、電子メールで請求書データを受け取り、それを紙で印刷し保存されている事業者にあっては、来年1月から所得税や法人税において認められなくなりますのでご注意ください。

参考：国税庁HP「電子帳簿保存法が改正されました（令和3年5月）」

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

財務省HP「令和3年度税制改正」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

（株）税経 令和3年度版改正税法の手引き

社会保険の適用拡大

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

短時間労働者の社会保険適用要件が、今後段階的に拡大されます

遡ること平成28年10月から、社会保険を取得すべき従業員数が常時500人を超える事業所（特定適用事業所）に勤務する短時間労働者に限り、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となる適用要件の改正がありました。（※500人に満たない事業所でも、労使間合意に基づき適用対象の申出により加入が可能：任意特定適用事業所）一定の要件とは次の5点です。（現行法）

- ①特定適用事業所または任意特定事業所に勤務する短時間労働者であること
- ②週の所定労働時間が20時間以上であること。③雇用期間が1年以上見込まれること
- ④賃金の月額が88,000円以上であること。⑤学生ではないこと。

令和4年10月より、短時間労働者の社会保険加入対象となる要件が変更されます

来年10月から、上記5点の要件のうち2点が変更になります。

1点目は、①の特定適用事業所の規模が、‘常時100人を超える事業所’に変更されます。

2点目は、③の雇用期間が、‘2ヶ月以上見込まれること’に変更されます。

さらに、令和6年10月からは、‘常時50人を超える事業所’も対象となります

今まで、500人を超える大企業が対象となっていた短時間労働者の社会保険加入義務が、100人、50人といった中小企業も対象となりその範囲が拡大されていくことになります。

対 象	要 件	平成28年10月～ (現行)	令和4年10月～ (改正)	令和6年10月～ (改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	<u>常時100人超</u>	<u>常時50人超</u>
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間数が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃 金	月額；88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	雇用期間が1年以上見込まれること	<u>雇用期間が2ヶ月以上見込まれること</u>	同左
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

参考資料：厚生労働省・日本年金機構HP

所有者不明土地と相続

弁護士 長谷川 留美子

本年4月、所有者不明土地の解消に向けた法律改正が行われました。相続開始から3年以内に相続登記を行わなかったり、住所変更から2年以内に住所変更登記を行わなかったりすると、過料の制裁を課されるようになったことは、比較的良好に知られていることと思います。

今回の改正では、民法の相続についても改正が行われました。気をつけなければならないのは、遺産分割をしないまま10年を経過すると、特別受益や寄与分の主張ができなくなることです。

例えば、長男と次男の二人で遺産分割する場合に、法定相続分は2分の1ずつですが、次男だけが被相続人から住宅建設資金の生前贈与を受けていれば、それが特別受益となって、その分次男の具体的相続分が減ったり、長男が被相続人の事業に従事してろくな給料をもらわなかった結果被相続人の財産が形成されたとすると、それが寄与分として認められて、長男の具体的相続分が増えたりします。このように、遺産分割では、相手方の特別受益や自分の寄与分の主張をしてそれが認められれば、具体的相続分を増やすことができます。

しかし、改正法では、相続開始から10年を経過すると、特別受益や寄与分の主張ができなくなり、法定相続分の2分の1ずつどおりに遺産を分割するしかなくなります。

この改正は、不動産が長期間放置された後

の遺産分割では、具体的相続分に関する証拠等が散逸し、共有状態の解消が困難となることから、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みを創設することによって、遺産分割長期未了状態の解消を促進し、所有者不明土地の利用の円滑化を図ろうとするものです。

遺産分割には期限がないため、昭和の事件も見かけます。そのうえ、特別受益の主張や寄与分の主張があると、その審理に多くの時間を要し、解決までの期間が長期化する傾向にあります。そのため、特別受益や寄与分の主張を封じて、遺産分割がスムーズに行われるようにしようというのです。

ただし、以下の例外があります。

1 相続開始の時から10年を経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

2 相続開始の時から始まる10年の期間の満了前6箇月以内の間に、遺産の分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人にあった場合において、その事由が消滅した時から6箇月を経過する前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

改正法の施行はまだですが、法定相続分よりたくさん遺産をもらいたいと思う場合には、遺産分割を放置しないことです。

9月の税務・労務

10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付

30日◇令和3年7月決算法人の
確定申告、1月決算法人の
中間申告、10月・1月・
4月決算法人の消費税中間
申告（400万円超）



◇令和3年5月決算法人の
事業所税申告及び納付
◇令和3年7月決算法人の
事業所税申告及び納付



10月の税務・労務

11日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付

11月1日◇令和3年8月決算法人の
確定申告、2月決算法人
の中間申告、11月・2月
・5月決算法人の消費税
中間申告（400万円超）



◇令和3年8月決算法人の
事業所税申告及び納付
◇個人住民税第3期分の納付
◇労働保険料第2期分の納付
（労働保険料事務組合委託の
場合…11月15日）



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和3年 9月 15日 (水)

令和3年 10月 15日 (金)

令和3年 11月 16日 (火)

弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和3年 9月 15日 (水)

◎休日のお知らせ

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 鍵谷辰也

近藤陽介 長谷川直明 三宅由里

7月23日より、東京オリンピックが開催され、沢山のスポーツを観戦しました。

その中でも、私が特に印象に残ったのは、新たに加わった4種類の競技の内、サーフィンでは男子が銀、女子が銅、スケートボードでは男女共に金メダルを獲得した事です。

スケートボードは、なかなか練習する場所が無いイメージが有りますが、男女ともに金ですから本当に驚いたと同時に感動いたしました。とても励みになりました。私も、負けじと日々精進していきます。

三宅 由里